

Kobayashi

Takaharu

Nojiri

2008.11

第6号

小林市・高原町・野尻町

合併協議会だより

公立病院の経営形態 を巡り協議難航

第8回協議会



右上 来年9月のオープンを目指して現在地に改築中の小林市立市民病院
救急・感染症・災害医療をはじめ、西諸圏域の総合医療を提供する中核病院としての役割を担う

左下 平成19年に改築オープンした町立国民健康保険高原病院
町民からの信頼が厚く、予防医療・慢性疾患の対応を中心とした地域医療・福祉の拠点として充実してきた

CONTENTS

第7回協議会報告

小委員会最終報告、議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期、新市基本計画、地域自治区等の7項目を提案・確認

第8回協議会報告

公立病院の協議難航の経過を報告、一般職・特別職の身分、自治会・行政連絡機構、児童福祉等の12項目を提案・確認

小委員会を開催

・議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会
・新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

協議会からのお知らせ



第7回 協議会 報告

9月25日

小委員会最終報告、議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期、新市基本計画、地域自治区等の7項目を提案・確認

9月25日、野尻町農村環境改善センターホールで、第7回協議会を開催し、小委員会最終報告、議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期、新市基本計画、地域自治区等、事務組織及び機構、町名・字名、介護保険事業の7項目についての提案・確認が行われました。



▲2つの小委員会の最終報告、付託事項の提案・確認が行われました。

報告事項

第6回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について

第6回協議会以降に開催された、会議や専門部会・分科会等の経過について報告しました。

議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の最終報告について

議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の協議経過及び結果について、最終報告しました。

新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の最終報告について

新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の協議経過及び結果について、最終報告しました。

協議事項

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

〈確認〉

小委員会に付託していた議会議員

の定数及び任期の取扱いと、議場、委員会室等、議会議員の報酬等、政務調査費について、調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

〈確認〉

小委員会に付託していた農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いと、農業委員会の委員の報酬等について、調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

新市基本計画について

〈確認〉

小委員会に付託していた新市基本計画、財政計画等について、原案を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

地域自治区等の取扱いについて

〈確認〉

小委員会に付託していた地域自治区等の取扱いについて、調整方針及び地域自治区設置に関する協議書を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

事務組織及び機構の取扱いについて

〈確認〉

新市における組織及び機構の整備方針や、小委員会に付託していた総合支所の機能、附属機関等、行政改革大綱について、調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

町名・字名の取扱いについて

〈確認〉

新市で住所の表示等に使用する町・字の区域や表示方法、地域自治区設置終了後の表示について、調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

介護保険事業の取扱いについて

〈確認〉

介護保険料、賦課及び徴収方法、介護保険準備基金、地域支援事業地域包括支援センター及び同運営協議会、在宅介護支援センターについて、調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

●今回確認された調整方針の内容

項 目	調 整 方 針
協定項目第6号 議会議員の定数 及び任期の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第8条第2項及び第3項の規定により、小林市の議会議員の残任期間に相当する期間に限り、小林市の議会議員の定数24人に、高原町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数6人、野尻町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数5人を加え35人とする。 なお、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第1項の規定により、高原町の区域を選挙区とする増員選挙（定数6）及び野尻町の区域を選挙区とする増員選挙（定数5）を実施するものとする。 合併後、最初に行われる一般選挙においては、法第8条第5項の規定を適用せず、議会議員の定数は26人以内とし、新市において決定するものとする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。 議場、委員会室等については合併までに調整する。 議会議員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時までに定める。 政務調査費の取扱いについては、小林市の制度に統一する。
協定項目第7号 農業委員会委員 の定数及び任期 の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 高原町及び野尻町の農業委員会は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。 高原町及び野尻町の農業委員会等に関する法律第7号の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任特例するものとする。 在任特例適用後、1市2町のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、旧小林市区域22人、旧高原町区域8人、旧野尻町区域6人を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。 農業委員会の委員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時までに定める。
協定項目第11号 地域自治区等の 取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 地域住民の意見を市政に反映させるとともに、地域の主体性を尊重し住民自治の強化や行政と住民の協働を推進するため、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第23条第1項の規定に基づき、合併前の高原町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置する。 また、同法第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項については、別添の「地域自治区の設置に関する協議書（案）」によるものとする。 新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区域程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとする。
協定項目第14号 事務組織及び機 構の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 新市における組織及び機構の整備方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。 [整備方針] i) 基本方針 ① 住民サービスの低下を招かないよう十分配慮した組織機構とする。

項 目	調 整 方 針
協定項目第14号 事務組織及び機 構の取扱い	<p>② 住民にわかりやすく、利用しやすい組織機構とする。</p> <p>③ 地方分権や新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構とする。</p> <p>④ 新市基本計画を円滑に遂行できる機能を有する組織機構とする。</p> <p>ii) 合併時の機能（地域自治区等設置検討小委員会で確認された事項）</p> <p>① 新市の行政機能については、「管理機能」（総務・企画・財政・人事等）、「分野別機能」（保健・医療・福祉、自然・環境保全、都市基盤整備、産業・経済・観光振興、教育・文化、地域コミュニティ）、「窓口機能」の3つの機能に大別する。</p> <p>なお、本庁舎で業務を行うことが望ましい「管理機能」の部署については、現在の小林市の組織に統合する。また、「分野別機能」における各部署の政策立案（統括）部門についても、原則として小林市の組織に統合する。</p> <p>② 総合支所には、「地域振興部門」、「住民生活部門」、「地域整備部門」において総合支所の所管区域に係る「分野別機能」と、住民に直接関係がある「窓口機能」を所管する部署を設置することとする。</p> <p>③ 行政委員会については、統合し、各関係法令に基づき整備するものとする。ただし、教育委員会、農業委員会については、窓口・相談業務を確保するため、総合支所にも分室を設置するものとする。</p> <p>④ 紙屋支所については、出張所として、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>2. 附属機関等は、小林市の制度等を基本として合併までに調整する。なお、高原町美しいまちづくり推進協議会については、「日本で最も美しい村」連合に加入していることから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 行政改革大綱については、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新市における行政改革大綱を策定する。</p>
協定項目第20号 町名・字名の取 扱い	<p>1. 町・字の区域は現行のとおりとする。</p> <p>2. 町・字の表示は、「大字」の文字を削除し、高原町及び野尻町の区域は、「小林市」の次にそれぞれ「高原町」「野尻町」を付す。</p> <p>3. 地域自治区設置終了後の表示は、合併後に再度検討する。</p>
協定項目第23号 介護保険事業の 取扱い	<p>1. 介護保険料については、合併後の新市の第四期介護保険事業計画に基づき、統一するように調整する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。</p> <p>2. 介護保険料の賦課及び徴収方法については、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。</p> <p>3. 介護保険準備基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。</p> <p>4. 地域支援事業については、同種の事業については3年を目処に統合するよう調整することとし、地域の特性に適合した事業は、そのまま継続する。</p> <p>5. 地域包括支援センターの運営については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後3年を目処に委託方式に統一する。</p> <p>6. 地域包括支援センター運営協議会の委員数・要綱は小林市に統一する。ただし、委員の委嘱にあたっては、地域のバランスを考慮するものとする。</p> <p>7. 在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターのブランチ（総合相談窓口）として位置付け、地域支援事業内容の調整を図りながら、新市に引き継ぐものとする。</p>

委員から次のような意見・質疑が出されました。

●新市基本計画について

委員：財政シミュレーションは、どういうメンバーで作られたのか。何を目的としてどのような手法で作られたのか。

企画財政部会長：財政シミュレーションに限っては、1市2町の財政担当者・係長が主なメンバーとなって作成した。新市基本計画の第9章の中で今後の財政状況がどうなるのかということ推計することを目的にしている。策定にあたっては、まず当該年度の今の財政状況をベースにして、向こう10年間で歳入の動きがどうなるのか、特に人口動態等を鑑みながら、税収がどうなっていくのか、最も大きな一般財源である普通交付税がどうなっていくのか、その点が一番大きなポイントになる。当然、一つの市になると交付税の算定が変わってくる。いわゆる1本算定で人口6万人の1つの自治体としての交付税が変わってくるため、その点の計算を綿密に行った。それぞれの交付税算入基準を持っているので、その辺がどう見込めるのか、細かい作業を進めてきた。歳入を固めて歳出がどうなっていくのか、他の部会に関することもある。人件費では人員配置がどうなるか、すべて各部会に関係があるが、部会で決定したものは反映したが、それがまだ分からない中で、シミュレーションしなければいけない部分がたくさんあった。最後に変更を加えたのが、議員定数である。ある程度推計を立てておいて、小委員会の結果で修正をした。それから、投資余力については、ハード事業を歳出として見込まない場合に、そのための補助金や起債等の特定財源を除いて、歳入歳出の差引きがどれくらいあるのか、投資に回せる財源がどれくらいあるのかを見ていく。1市2町の単体の場合は、それぞれの市町の財政計画とは別であり、あくまでも投資余力を算出するために単体の分として出した。単体分を合算したものが非

合併分になる。投資余力を非合併の場合と比較すると、合併した場合は1年分ぐらい約40億円の投資余力が出てくる。すなわち合併した場合は10年間の財源として確保できるところを合併しない場合は、9年間で賄わなければならないということである。これには交付税等は減っていくが、スケールメリットが大きく作用している。また投資的経費は、一つ一つの事業の積み上げ方式ではなく、全体枠としての考えのもとに計画を立てている。歳入を固めて、義務的経費等の歳出を出して、投資にどれくらい回せるかという手段を取った。その中で、絶対赤字を出さない、借金を増やさない、基金を減らさないということを念頭に置いて作成した。

委員：非合併の場合のシミュレーションの中で、平成20年度の数値が基本になると思うが、この数値は平成19年度決算で出しているのか、平成20年度予算から出しているのか。

企画財政部会長：平成19年度決算と平成20年度決算見込みを出してそこから推計をしていった。まだ平成20年度は終了していないが、今の段階で見込めるシミュレーションをした。投資余力は、各市町で財政計画を立てた場合は、当然、投資余力がマイナスになると全体のバランスが取れないため、起債や基金繰入等のいろんな方法がある。ここではあくまで同じ合併のシミュレーションを立てるルールに基づいて作った。その場合にこうした現象が出てくる。

委員：高原町と野尻町は平成20年度予算の数値だが、小林市の数値を見ると、平成19年度決算と平成20年度予算のどちらにも当てはまらない。小林市の交付税は19年度決算では62億円、20年度予算では61億2千6百万円、シミュレーションでは64億9千万円であり、約3億円多くなっている。歳出の補助費は19年度決算では20億5千8百万円、20年度予算では

18億5千8百万円、シミュレーションでは17億3千4百万円で、最大3億円の開きがある。高原町と野尻町は予算ベースで、小林市の数値に開きがあるのは、腑に落ちない。歳入が増えて歳出が減れば、投資余力が出るのは当たり前である。この数値になった理由を聞かせてほしい。

財政分科会長：交付税はすでに20年度は決定しており、その決定額を計上している。予算額と交付税決定額は違う。補助費は現在、市民病院の建設をしており、3億6千万円予算計上しているが、これは特殊事情であり、それを20年度の基準額にすることはおかしいため、一旦その分を差し引いた後に、通常ベースの補助費の決算額の17億円を基準にして、推計した。

委員：今まで投資余力は決算カードで見ていた。経常一般財源総額から経常経費充当財源の差引きによって、投資余力が出る計算ができるのではないか。なぜそれを別の形で作ったのか。

企画財政部会長：決算カードはあくまでも前年度までの決算の状況である。今後のシミュレーションでどうなるのかは、決算カードでは分からない。決算カードは結果であり、シミュレーションは20年度決算見込みが一番、今後の推計をする上での基本になる数値である。投資余力は、合併・非合併の場合に良く設定されるが、全国の事例でも同じような投資余力の算出の仕方をしている。交付税は、予算額がすべてではない。当然、留保額等を持っており、その決定額で見た時にこうなるということである。

委員：交付税は、1.25%マイナスを基準として下がるということだが、小林市の下げ幅が一定に対し、野尻町はものすごく波がある。この根拠は何か。

財政分科会長：交付税の推計は、公債費の算入以外の部分について、1.25%ずつ落としている。

そのやり方は、小林市、高原町、野尻町とも変わっていない。

企画財政部会長：交付税は総額で見えてはいけない。今までの交付税算入分の後年度の算入割合に違いがあるため、それを考慮して除いた部分は、一定の比率で計算したということである。

委員：非合併単独分のシミュレーションの提出要求に基づいて資料が提出された。多少ショックを受けているのかも知れないが、投資余力は、野尻町が約3千2百万円、高原町が約5億6千8百万円、小林市が約48億3千2百万円と、一定のルールに基づいてシミュレーションが出ている。小委員会では、「なぜ合併なのか」と言い続けてきた。行財政改革に取り組んできたが、国の財政・政策の問題を含めて、市町村がなかなか単独でやっていくことは厳しいという状況ははっきりと見えてきた。したがって3市町で合併しようという話である。ところが2つの小委員会の意見を聴いていると、「木を見て森を見ない」話が多いのではないかという印象を持った。3市町とも補助金、人件費、公共事業の削減等をやりながら、行財政改革を展開されてきた。しかし、これからはもっと厳しいということで合併のスタートを切ったのではないか。ともすれば、協議会ではなく、お互いに要求し合い、譲り合うという話で来た面はないのか、お互いに率直に反省すべきである。新市基本計画の財政計画にあるように、向こう10年間、スケールメリットにすぎている点が非常に強い。人件費が10年間で退職者の2分の1採用により約65億円の削減、物件費で約26億円、補助費等で約4億円の削減である。一定のルールに基づいて試算していくと、こういう結果が出るということである。したがって、合併することにより約95億円の削減効果（余力）が出るということが推計で出てきている点をしっかりと踏まえて、合併した以降に個々の問題で不協和音が出てこないように、出発点だけはお互いに確認しておかないといけない。

第8回 協議 報告

10月9日

公立病院の協議難航の経過を報告、一般職・特別職の職員の身分、公共的団体等補助金、交付金等、自治会・行政連絡機構、児童福祉関係等の12項目を提案・確認

10月9日、小林市中央公民館大ホールで、第8回協議会を開催し、公立病院の経営形態を巡り協議が難航している経過を報告、一般職・特別職の職員の身分、公共的団体等、自治会・行政連絡機構、児童福祉関係、障害者福祉関係等の12項目についての提案・確認が行われました。障害者福祉関係は、一部修正の上で確認しました。

報告事項

第7回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について

第7回協議会以降に開催された、会議や専門部会・分科会等の経過について報告しました。

保健・医療関係（医療） について
保健・医療関係（医療）のうち、

公立病院に関する協議経過及び小林市と高原町の見解等について、小林市長と高原町長から報告がありました。その中で、小林市長は、これまで首長会・幹事会合同会議等で8月12日から9月29日まで4回にわたり協議を続けてきましたが、調整が難航していることを報告し、合併協議が暗礁に乗り上げていると、今後の合併の行方に懸念を示しました。

報告の中で、小林市長は、「高原町立病院の必要性は、十分認識



▲公立病院の協議難航の経過を報告する堀泰一郎・小林市長

「公設民営化」について理解を求めました。

その理由として、①市民病院は平成21年度から公営企業法の全部適用とするため、合併後は組織・給与の一本化が必要なこと②町立病院の医師の給与水準が、市民病院の医師の給与水準より相当高く、給与格差が生じるが、財政的に一本化は困難なこと③2つの公立病院で約200床となり、現在も医師が不足しているが、さらに医師派遣の減員が懸念されること④2つの病院存続には町立病院の経営形態の見直しが必要なことなどが示されました。

している。しかし、合併後に2つの公立病院を運営することは、財政面からも困難であり、町立病院の規模や医師の給与を維持するためには、高原町立病院の合併後の経営形態については、現院長及び現行体制による指定管理者制度の導入が望ましい」と、町立病院の

その理由として、①給与は歴代町長と大学医局との間で、長い歴史の中で紳士的に決定してきたお



▲公立病院に関する協議経過報告に多くの質疑等が出されました。



▲高原町としての見解を説明する日高光浩・高原町長

医療が根幹から揺らぎかねない」と地域医療の崩壊を憂慮していることを訴えました。

一方、高原町長は、「大学医局は公立病院への医師派遣を優先しており、民営化になれば、医師確保ができなくなる不安や危機感がある。現在の医師が留まってくれるかも疑問である」と主張しました。

このような事態を受けて、高原町は、10月10日から16日にかけて5会場において、町立病院の取扱いに関する住民説明会を開催されることになりました。

り、医師確保には必要な処遇であること②高原町内には町立病院と民間で病床が73床しかなく、公立病院としての存続が町民の切なる願いであると強調しました。

一方、野尻町長は、「双方の主張に理解を示すが、公立病院問題が合併の支障になつてはいけない」とこの立場を表明しました。

また、今回の公立病院問題の背景として、全国的な医師不足の状況の中で、今後の医師確保ができるのかという不安があります。

その点について、小林市長は、「合併の如何に関わらず、医師の確保ができなければ、西諸の地域

のとおり確認しました。
特別職の職員の身分の取扱いについて（行政委員会を除く）

〈確認〉

高原町及び野尻町の常勤及び非常勤の特別職の身分、非常勤特別職の報酬額・費用弁償、特別職報酬等審議会の取扱いについての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

使用料、手数料等の取扱いについて

〈確認〉

使用料、手数料等の取扱いについて、同一又は同種の使用料、手数料等、独自の使用料、手数料等の取扱いについての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

公共的団体等の取扱いについて

〈確認〉

公共的団体等の取扱いについて、共通の目的を有する団体、実情により合併時に統合できない団体、実情により統合に時間を要する団体についての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

補助金、交付金等の取扱いについて

〈確認〉

補助金、交付金等の取扱いについて、同一又は同種の補助金、交

付金等、独自の補助金、交付金等、整理統合できる補助金、交付金等についての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

〈確認〉

自治会・行政連絡機構の取扱いについて、区の構成単位の名称、区長の業務、区長の身分、行政推進業務委託料・いきいき地域づくり区交付金の算定基準についての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

児童福祉関係について

〈確認〉

児童福祉関係について、保育所の整備状況、保育の実施基準、保育所入所負担金、保育料収納事務委託についての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

その他の社会福祉関係について

〈確認〉

その他の社会福祉関係について、福祉事務所の組織・機構、民生委員・児童委員及び主任児童委員、平和祈念（追悼式典の実施等）についての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

保健・医療関係（保健、健康づくり）について

〈確認〉

保健・医療関係（保健、健康づく

くり）について、保健センター、母子保健、成人健康診査、人間ドック助成事業についての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

その他関係（住民）について

〈確認〉

その他関係（住民）について、住民窓口（支所・出張所等）での取扱いについての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

その他関係（選挙）について

〈確認〉

その他関係（選挙）について、投票所、投票所の閉鎖時刻、期日前投票所、開票所、開票開始時刻、選挙公費負担の取扱いについての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

障がい者福祉関係について

〈一部修正確認〉

障がい者福祉関係のうち、重度心身障害者医療費助成の取扱いについて、財政的な面を考慮し、前回と同じ小林市単独事業の廃止を内容とする調整方針を再提案・協議しましたが、委員から事業の継続を要望する意見が多く出されたため、原案を一部修正して確認しました。

協議事項

一般職の職員の身分の取扱いについて

〈確認〉

高原町及び野尻町の一般職の職員の身分・給料の取扱いについての調整方針を提案・協議し、原案

●今回確認された調整方針の内容

項 目	調 整 方 針
合併協定項目第9号 一般職の職員の 身分の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高原町及び野尻町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。また、合併時までに小林市の定数条例を見直す。 2. 給料表については、合併時に小林市の給料表に統一（ただし、医療職給料表を除く。）し、高原町及び野尻町の職員の給料については、合併後に現給保障を基本に小林市の昇格基準に応じた制度に統一する。
協定項目第12号 特別職の職員の 身分の取扱い(行政委員会を除く)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高原町及び野尻町の常勤及び非常勤の特別職については、合併の前日をもって失職する。 2. 非常勤特別職の報酬額について <ol style="list-style-type: none"> (1)同種の附属機関等の委員について 小林市の金額を基本とする。 (2)各市町における独自の附属機関等の委員について それぞれの委員の職にかかる事務事業の対応方針に沿って協議・調整する。 (3)学校医、学校歯科医等について 医師会等との調整により決定する。 3. 非常勤特別職の費用弁償については、小林市の制度等に統一する。 4. 特別職報酬等審議会については、小林市の制度等に統一する。
協定項目第16号 使用料、手数料 等の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 同一又は同種の使用料、手数料等については、原則として小林市の制度等に統一する。ただし、急激な住民負担の増加を伴うものについては、経過措置等を設ける。 2. 独自の使用料、手数料等については、受益者負担及び負担公平の原則に立ち、適切な負担となるよう調整する。
協定項目第17号 公共的団体等の 取扱い	<p>公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。また、国・県の指導等に基づき設置された公共的団体等については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。 2. 上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 3. 上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。 4. 上記以外の市町独自の団体等は、原則現行のとおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。
協定項目第18号 補助金、交付金 等の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。 2. 独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。 3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。
協定項目第19号 自治会・行政連 絡機構の取扱い	<p>自治会・行政連絡機構については、以下のとおりの取扱いとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 区の構成単位の名称は、小林市の制度等に統一し、「組」とする。ただし、合併年度は旧町の例による。 2. 区長の業務のうち、2町の文書送達業務は、廃止する。 3. 区長の身分は、小林市の制度等に統一し、任意団体の長とする。ただし、合併年度は旧町の例による。 4. 行政推進業務委託料、いきいき地域づくり区交付金の算定基準については、合併までに調整する。
協定項目第25号 (7)児童福祉関 係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所の整備状況 保育の実施基準は、現行のまま新市に引き継ぐ。定数基準を割り込んでいる現況を鑑み、経営形態については民間委託等を含めて検討し、随時調整する。 2. 保育所入所負担金 保育料については、合併後、段階的に調整し、平成24年度に小林市の制度等に統一する。ただし、合併年度は合併前の市町の例による。 3. 保育料収納事務委託 保育料の納付方法を小林市の方法に統合するため、保育料収納事務委託の委託料に関しては廃止する。 4. 出産祝金 小林市の制度等に統一するが、野尻町の制度は経過措置として平成24年度まで継続する

項 目	調 整 方 針
協定項目第25号(8)その他の社会福祉関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉事務所の組織・機構 新市の福祉事務所については、本庁の福祉事務所に統合するが、窓口サービスの低下を招くことのないよう、各総合庁舎に一部受付業務を行う窓口を設置する。 2. 民生委員・児童委員及び主任児童委員 民生委員推薦会については委員等の調整を図り、合併までに統合する。民生委員等は任期中において、そのまま新市に引き継ぐ。 3. 平和祈念（追悼式典の実施等） 現行のまま新市に引き継ぎ、地域別の開催を継続するが、将来的には合同で追悼式を開催するよう調整し、同時に補助金等についても統一するよう調整する。
協定項目第25号(9)保健・医療関係（保健、健康づくり）	<p>【保健、健康づくり】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保健センター 保健センターについては、健康増進・保健予防のための組織とし、地域住民の健康づくりの拠点とする。センターの機能を効率的に活用しながら、積極的な事業展開を行うよう合併までに調整する。 2. 母子保健 乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び母子保健指導については、健診の委託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行のまま実施することとし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。 3. 成人健康診査 成人健康診査（胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎検診）については、集団検診における個人負担金は、現在調整を行っており、平成21年度に統一される。委託先を含む検診の差異については、統一する方向で合併時までに調整する。 4. 人間ドック助成事業 人間ドック助成事業については、基本健康診査から特定健康診査に変わり、健康診査は行政から保険者へ変更になっているため、保健事業では実施しない方向で調整する。
協定項目第25号(19)その他関係（住民）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民窓口（支所・出張所等での取扱い） 高原庁舎、野尻庁舎の窓口業務は、小林市須木庁舎にならい調整する。 西小林出張所及び紙屋支所（出張所）の窓口業務は、現行のまま新市に引き継ぐ。
協定項目第25号(19)その他関係（選挙）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投票所については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 投票所の閉鎖時刻について <ol style="list-style-type: none"> (1)公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第1項の規定により行われる増員選挙 有権者の投票行動等を十分検証する必要がある、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。 (2)合併後、最初に行われる一般選挙 有権者の投票行動等を十分検証する必要がある、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。 3. 期日前投票所は本庁、須木庁舎、高原庁舎、野尻庁舎に各1箇所とする。閉鎖時刻については合併までに調整する。 4. 開票所については選挙区ごとに設置する必要があるため、選挙区の設置次第で開票事務の取扱いが異なる。 <ol style="list-style-type: none"> (1)公職選挙法第34条第1項の規定により行われる増員選挙 高原選挙区、野尻選挙区それぞれに開票所を設ける。 (2)合併後、最初に行われる一般選挙 1開票所に集約し、一括して開票事務を行う。 5. 開票開始時刻の取扱いについては、投票箱送致に要する時間を勘案し、開票時刻を設定する必要があるため合併までに調整する。 6. 選挙公費負担の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。
協定項目第25号(6)障がい者福祉関係	<ol style="list-style-type: none"> 4. 重度心身障害者医療費助成 合併時に統合するよう調整する。ただし、<u>小林市のみ</u>の単独助成事業分については、<u>現行補助率の2分の1</u>とする方向で調整する。（下線部は原案を一部修正の上確認）

委員から次のような意見・質疑が出されました。

●公立病院に関する協議経過について

委員：大変難しく困難な問題に直面している。昨日、ある高原町民から「いったい指定管理者制度とは何だ、俺たちは町立病院をそのまま残してほしいんだ」と言われた。また高原町の職員からは、「なんであなたは、俺たちの町立病院を指定管理者にするんだ。職員の首を切るのか。」といきなり電話で言われた。高原町内では、そこまで話が進んでいるのかと思った。1つの市で2つの公立病院の経営を維持していくことは、私は極めて困難だと思う。その中で、病院の体制をどのように整えるのか。一方で県の医療計画も4月に見直しがあった。7つの圏域を部分的に4つに集約し、特に小林市、西諸地区が抱えている小児救急、周産期医療は、都城市に集約していく方針となっている。本当に西諸全体の医療体制、関係者の意見が集約された計画になっていない。失礼だが、勝手に県はそういう計画を立てている。そういう将来的なことやいろいろ加味して考えていく必要がある。高原町立病院は昭和25年から経営されてきた、小林市市民病院は、西諸の中核病院としていろいろやってきた。それぞれの病院が、それぞれの役割を果たしてきた。しかし、高原町民は、まだ指定管理者制度そのものについて、理解できていないのではないのか。

もう一つ決定的に、将来予測の中で、財政シミュレーションが先般出された。将来的な厳しい財政状況を根拠に据えた議論がないと、1つ病院だけ別の扱いにはならない。住民説明会をされるとのことだが、説明会の案内文書を見ても、「指定管理者制度そのものがダメ」という考えのようだが、全く選択肢がないのか。「指定管理者制度の導入には多くの課題があるため、現時点では非常に困難である」という高原町の見解が明記されている。そういう考えのもとに住民説明会をされるということだが、「住民説明会そのものが、ある面で、最初から結論じみた形になってしまう危険性はないのか」ということを心配している。

高原町長：指定管理者制度は、将来的にはいろんな形で、いろんな分野において導入されるべき制度と認識している。ただし、現時点においては、医者の確保ということについて、医師の偏在や地方へ行きにくい状況がある。高原町立病院としては、これまで現院長を中心に鹿児島大学医局との長いつきあいの中で、医師確保がなされてきている。現在の医局における医師派遣システムを考えると、長い間に培われ構築された医局と公立病院との深い絆がある派遣体制であると認識している。その中で指定管理者となると、民営になり公立病院でなくなる。その位置付けの中で、鹿児島大学医局及び現在の派遣システムというのは、地域医療の実情やその地域の困窮性に鑑みて、医局の派遣が公立病院を優先に派遣され

ている現在のシステムであると認識している。指定管理者制度となると、公立病院の次のランクに位置され、医師の確保に将来的な不安、危機感を覚える。また、指定管理者制度において、現在の医師が残ってくれるかということについて、正直言って不安や危機感を覚える。そのような体制で、高原町民、高原町立病院を利用されている町外者の医療ニーズに応えるためにも、現在の公立病院で存続させていただき、将来的にはいろんな制度の中での検討が求められると考えている。

委員：野尻町長にお聞きするが、資料には野尻町の見解は2、3行しか書いてなく、見解というより感想的なものしか書いていない。3市町で合併していこうと今日まで協議を積み重ねてきたが、野尻町長が思い切って中に入ってきて、調整役というのはできないものか。

野尻町長：確かに野尻町には公立病院がないので、割と突っ込んだ意見を述べるができる立場にある。ただ、小林市長から西諸全体の医療の問題を聞くと、なるほどそうなのかなと思う。もし、小林市が心配されているようなことになると、西諸全体の現在の医療体制が崩れることになり、非常に心配である。一方で、高原町長から説明があったとおり、町内に民間の病院が非常に少ない。その中で、現在の町立病院が指定管理者制度になった場合、果たして今の体制が維持できるのかどうか、多くの町民が心配されるという話を聞くと、そうなのかなと正直言って悩んでいる。ただ、西諸全体の医療体制が崩壊するという事は、非常に大きな問題であり、市長の言われることも十分理解している。過去4回の首長会議があったが、非常に大きな問題であるので、なかなか野尻町の立場として仲介というか、そこまで介入できないという現状である。

委員：前回の合併協議の時も、「将来的には町立病院は診療所になる」とか、前町長の時も話が出た経緯がある。鹿児島大学と協議をされているが、もう少し話を詰めてもらわないと、高原町長は医師の確保問題を不安視されている。小林市側は鹿児島大学と協議し、「2つの病院が存続していくためには、町立病院は指定管理者制度しかない」という協議をしているわけだが、このあたりをもう少し詰めてもらおうと良いと思う。明日から住民説明会ということで、高原町長にお願いだが、町民は高原町の将来の財政のあり方について、説明を受けていないという話を聞く。であるならば、例えば「高原町が単独で行った場合の財政状況はこうだったから、合併することになった」ということを説明しないと、前回は広原地区が分村するのではないのかという町民の動きがあり、我々も非常に心配した。そのあたりも含めて、合併の意義等について、もう1回噛み砕いて住民に説明をしていただきたい。町の財政状況や町立病院の将来にわたる財政状況も含めて、町民が理解をした中での合併だろうから、そのあたりを説

明していただくようお願いする。

10月21日に回答を持ってくるということだから、できれば良い方向でこの合併が進むことを願っている。また、合併を進めながら、合併期日までは後1年ほど余裕があり、調整・研究する時間があるのではないか。そのあたりも含めて、議会とも十分協議をしながら、前向きに合併が成功する方向で、是非住民を説得していただくという姿勢で、住民説明会に臨んでいただきたい。

高原町長：財政状況については、全国の自治体どこも厳しいものがあると認識している。高原町としての財政状況を話すべきではないかということだが、今回は特に、合併協議における公立病院のあり方について、調整が難航しているということを中心に説明申し上げたいと考えている。併せて、合併した場合、合併しなかった場合の財政投資余力等について、同じ物差しで財政シミュレーションができた。住民説明会で資料をもって説明し、10月1日に県が公表した各市町村における財政状況等について公表があった。それらを踏まえて、まず町立病院問題を重点に話をさせていただくが、町民の質問には現時点で答えられる直近の話ができるようにしたいと考えている。基本的には、小委員会が出された財政シミュレーションが基本になるのではないかと。合併のあり方については、今後の西諸地域の発展という中で、住民説明会の中で、スケールメリットを活かした地方分権の推進の中であるべき姿、西諸が埋没しないように地盤沈下しないように、共通の課題にどう立ち向かっていけるのか。お互いの創意工夫の中で、知恵を出し合って新しいまちづくりをしなければならぬと考え、住民説明会を行った。

しかし、高原町民の要望は、まず町立病院を守っていただきたい。1つの高原町の切なる要望である。私は1万3百人の町民の負託を受け、その負託に対して合併協議に臨んでいるので、それらのことについて住民に充分応えながら、説明会を再度開くことによって、町民の負託に対して、どう対処すべきか考えていきたい。

町立病院は改築をして1年半で、改築にあたり公営企業債申請時に13億3千万円程かかっている。11億4千5百万円の公営企業債を借りて、病院ができあがった。町民が長年待望していたが、議会の理解をいただいて、今の病院が改築できた。公営企業債申請時における、病院事業収支実績及び計画表に基づき、借入起債が決定された。町立病院は計画に基づき、計画どおりの進捗をしている。外来患者、入院患者、医業収益等は十分ある。今は、19年度決算においては、仮病棟等の固定資産等の償却という観点から赤字決算となっているが、5年後においては黒字化できるという状況で現在進捗している。高原町立病院の改築が、町民の望むところで、議会の理解をいただいて、今1年半余りが過ぎたということをご理解いただきたい。

委員：町長の心境は大変だろうと思う。そこで、県が中立な立場で合併を推進するために、病院問題

を解決するために、良いアドバイスをしていただきたい。

委員：全国的な話題の中で、公立病院の7割以上が現在、病院経営、運営上の赤字問題を抱えて、耐えて問題解決に鋭意努力されている実態が報道されている。小林市、高原町の2つの病院もそういった現状の中で、小林市の新しい市民病院の竣工に向けて、公立病院改革ガイドラインを中心にしながら、鋭意努力いただいている。具体的には運営効率化に向けてのネットワークの問題、経営計画の問題、医師の確保問題等々について、市長自らご努力いただいている状況を耳にしている。もちろん、高原町の場合もそうだろうと思うし、その中で両者相まって、共通の問題解決に向けて鋭意努力しながら、合併という大きな方向に足を進めなくてはならない。そういう主旨で、是非受け止めていただくということが第1点。

高原町長にお尋ねするが、市民病院の給与体系と町立病院の給与体系、特に専門医職等に類する給与体系、この実態格差があまりにもひどい。先ほどの新聞報道でしか情報を持っていないが、報道を素直に受け止めた時に、実態差があまりにも大きすぎる。かたや小林市の給与体系等は、県病院等々の給与体系とほぼ前後する形での状況があるということも情報として入っている。高原町の現在の給与体系が、どのような背景の中で現在に至ってきたのか、住民にも格差の実態等についての説明とその背景、今後どうあるべきか、絡めて合併問題をこういう方向で考えて受け止めながら進んでいくんだと、町民の皆様いかがでしょうかという問題提起が必要だが、努力の姿等々について、対応されているのかどうなのか、噛み砕きながらご案内いただきたい。

小林市長：全国に公立病院が約1千あるが、その7割が赤字を抱えていると言われており、現実に7～8千億円の赤字の事も知っている。それをオーバーしているという話も聞いている。確かに、公立病院の置かれている立場は難しい問題がある。利益追求だけでなく、採算は採れないが、住民のために医療体制は整えなくてはならないということから、不採算部門を公立病院は抱える。したがって、赤字を抱えている病院が7割、8割と言われている現状を何とかしなくてはいけない。市民病院の件費比率は60%である。公立病院で件費比率が50%を超すと、赤字になるはずだと言われている。間違っていたら訂正していただきたいが、町立病院は件費比率が70%ぐらいだと伺っている。病院も大事だが、自治体を経営するとなると、件費の抑制等については、十分考えていかななくてはならない問題も出てくる。市民が喜ぶから余計に給料を払うということは、小林市としては考えられない。市民病院の医師給与は、県病院とは同等か、あるいは少し多いかもしれない。

高原町長：医師給与については、長年、歴代の町長と鹿児島大学医局が、医師派遣に基づいて紳士的に調整され、医師給与が決定している。医師資格取得年

数等を加味しながら、そして医師招聘のために、鹿児島大学医局から「この条件なら良いですよ」という形の中で給与が決定し、派遣をいただいている。

現在、医師が不足しているという問題。世の中で一番労働環境が大変な部門という中で、医師給与、処遇の改善については、多くの課題解決の中で、処遇をよくするという事は大事な事だと考えている。医師の給与が新聞に数字で報道され悩んだ。町の給与体系については、現在の医師がその勤務の中で当然必要という額を町長が決定し、それを尊重し給与ができています。今後、医師確保については、さらなる処遇の改善というものが、全国的に求められていくものと考えています。給与費については、高原町立病院は、平成19年度の対医業収益比率で56.2%である。

小林市長：先ほど申し上げた、高原町立病院の件費比率については、訂正させていただく。

委員：地方自治体の公立病院経営は、非常に厳しい状況というのは一般的な常識である。大分市に研修に行ったが、大分市の公立病院の取扱いについては、合併協議会を立ち上げる前に、既に大事なことは話を決めている。大分市と合併した佐賀関町は人口1万2千だが、公立病院を民間に譲渡して合併をしている。副院長が後を引き受けて、報酬は2~3割下げて、今は黒字経営だという報告を受けている。千葉県銚子市の市民病院は空中分解したが、人件費が一番大きな比重を占めていたことが大きな原因。これから高齢化が進み、福祉関係予算が増えていくが、収入は減る。そういうことを充分加味して、この公立病院問題を話し合わないと、大変な状況に陥ると心配している。なぜ、地方がこんなに医師確保が困難かと聴いたら、都市部は高度な医療技術を持った指導者がたくさんいる。指導者が多いところには、給料が安くても、どんどん勉強のために行く。ただ、地方には高度の医療技術を持った指導者が少ないから、医師不足を来していると聴いている。今後は、給料さえ上げれば、医師はどんどん来る、医師は獲得できるということは、当てはまっていけない。その点も充分加味して今後の協議を前向きにさせていただければと思う。今朝、日向市の保健課にどういう状況だったのかをお聞きした。日向市には公立病院はなく、東郷町は町立病院を所有していたが、「そのまま新市に引き継ぐとした。ただし、3年以内に公営企業法を適用するか、指定管理者にする方向で調整する方針が協議会で整っている」ということである。病院経営というのは、今後収入が少なくなっていく地方自治体、人口減少をたどっている地方自治体は、大変な状況になっていくのではないかと。そういうことも十分把握されて、今後協議を進めていただきたい

高原町長：ただ今、委員さんがおっしゃった「医師給与を上げれば良い」ということじゃなく、私は現高原町の医師給与は、これまでの長い間、鹿児島大学医局との調整の中で決定している医師給与であるので、そのことは現在働いておられるお医者さん等に

も深く影響する。私は現在の医師給与を尊重しており、その点をご理解のないようお願いを申し上げたい。高原町の医師給与は、長年培ってきた鹿児島大学医局との信頼関係の中で構築されている給与体系であるということは、ご理解を賜りたい。

委員：先ほど、高原町長の方から今までの経緯を聴かせていただいた。高原町の住民の方は強く町立病院の維持を願っているということは十分伝わってきた。町長も住民の思いを受けて、首長会・幹事会でその都度維持をお願いし、今回9月に小林市から指定管理者制度導入の検討の提案を受けて、住民説明会を行うということで、委員から「町長の真意はどうなんですか」ということでお尋ねがあったが、小林市側の見解としては、指定管理者しか言えないと思う。また、高原町として「こういうふうにしていただきたい」という見解は十分分かる。「地域医療を守るために高原町長の果たす役割は何だと思うか」、答えは分かっていると思う。それと医師不足問題が言われているが、宮崎医科大の方も来年度から定員を5名増やしていくし、全国では150名増やす。過去最大規模の政府の骨太方針が出ている。だから、今は苦しいがやりくりをすれば、5~6年経ったときに医師不足は解消できるという方向も出てくる。だから、今医師がいないからどうこうではなく、先を見据えて今の町立病院をどうしていけば良いか、住民の一番負託の多いそして要望の多い、住民にとっては地域の宝である町立病院ということを踏まえて、やはり今後は十分考えていっていただきたい。私は、小林市からもたくさんの方が診療に行っているし、やはり地域医療は守るべきだという立場にある。合併ということで病院問題がすぐネックになっているが、そういう観点からもやはり十分熟慮し、地域医療のためにやっていただきたいと考えている。高原町立病院の経営状況を聴きに行ったが、病院を改築したが、欠損金もそれほど多くないし、流動比率とか現金比率もクリアしているので、5年くらいで黒字に転換するのではないと思う。病院問題のあり方をやはりこういう角度からも十分に検討していただきたい。

高原町長：高原町の地域医療の考え方だが、高原町は1万300人の人口を有しているが、民間病院が本当に少ない地域である。昭和25年12月1日開設以来、63年余に渡って町民の生命・身体、命を守ってきた。そしてその強い想いの中で病院改築がなされたところである。私自身、今後高原町民が、また人が定住してくれるために、町立病院という存在を現行のまま残しながら、将来的にはいわゆるあり方を工夫・研究してかなければいけない時代が来ていると思っている。だが現在は、現行のまま新市に引き継いでいただき、町民が安心して暮らせる地域医療を担っている高原町立病院の存続を強く願う町民の負託に応えなければならぬ。将来も形は変わっても町立病院という現行規模のような形で残すことが、今、私たちの使命、責任であると考えている。その目的のために町立病院を改築した。今後、1万人の命と

町立病院を信頼して来てくださる患者様のために、さらにその負託に応えなければならないと考えている。そして、将来の医師不足解消という点については、今、全国的に、また各県で地元からの推薦制度とかいろんな形で医師確保のために懸命に施策が講じられているので、それらが功を奏するのが8~10年後だと思うが、そのような形で将来、医師の偏在、不足が解消されることを望んでおり、やはり行政がさらなる支援をしていかなければならないという立場にあると思っている。

小林市長：医師給与につきまして、私は決して、「高原町の院長先生や先生方の給与を下してほしい」と言っているのではないし、そういう気持ちもない。鹿児島大学に行った時も、大学側は「高原町立病院は、院長先生の長年のご努力でここまで来たのだから、高原町の院長の医師の給料を下げるということは、私どもも同意しかねる」というふうに言われた。私は、「もちろん大学側のお考えもありましようから」と受けて帰ったが、それであれば、公立病院として、給料表を2つ作らなければいけないという結果になっては大変なことになるので、指定管理者制度であれば、給与はそのまま、現行体制でおやりいただけるのではないかと。これは鹿児島大学医局との共通認識でもあり、そう申し上げたが、私は「院長先生の給与を下げてほしい」とは言っていない。ただ、現状を比較すると医師給与の格差はこうだということは申し上げ、そのままの体制を残すとすれば、指定管理者制度しかないのではないかとこのことを強く申し上げている。

委 員：今、市長が言われたように、町立病院のあり方としては、やはりそういうふうに考えていくべきだと思いますけれど、小林市側としては指定管理者という以外にありませんので、そこら辺は自ずと考えが決まってくるのかなと思う。もっと町立病院を充実して、地域医療の拡充をしていただきたい。

委 員：小林市議会では、病院の調査特別委員会で、どういう経営形態が良いのかとか、いろんなことを調査したり、議会でも質問があったりしている。その度に直接の経営者である病院長にも出席を求めて、議論をやってきている。今の町立病院をそのまま存続させたいということであれば、ひとつの選択肢として、指定管理者制度もあるということであり、それについて頭からダメというのではなく、管理者である町長と経営の直接責任者である病院長との話し合い、あるいは議会を含めての議論というのが、されているのかどうかについて伺いたい。

高原町長：病院長とは、再三再四お話をしている。新聞に載ったこと等も含め、その都度診療の合間に話をさせていただいているし、夕方話をさせていただき、病院長は全てのことについて内容を熟知されている。

委 員：高原町長の話聞き、小林市民の話も聞いていただきたいと思う。市民病院も50数億円かけて改築に入っている。高原町の病院の問題のことで市民が一番心配するのは、「小林市の病院には今で

も医師が足りない。だが市民病院の医師が引き上げられた時は、病院はどうなるのか」と非常に市民も心配している。町長が町民の声を大事にされるのは良く分かるので理解はするが、私たちにも4万人の市民が後ろにいて、いろんなことを言うてくる。やはり病院というのは、市民にとっては命を預けるところであり関心が高いわけだが、小児科も産婦人科もまだ医師が足りないという状態の中で改築に入っている。そこらへんも踏まえて、本当に合併をするために来られたと私たちは受けて、今まで協議を続けてきた。病院問題だけで合併協議がおかしくなると、前と同じようなことになることだけは、是非避けていただくよう最善の努力だけはしていただきたいと、お願いを申し上げておく。

委 員：高原町長は先ほど、院長とは十分協議をされているとの答弁をされていたようだが、院長の指定管理者の受諾に対するお考えというのは、どういふものかお聞きしたい。

高原町長：院長とは、常に十分お話をさせていただいている。やはり「今の体制で地域医療を守りたい」という考え方でおられる、そのようにご理解いただきたい。私自身、どちらの病院も必要だという考えであるので、そのことは十分ご理解いただきたい。私どもは、やはり高原町の地域がどう残っていくのかということも、病院が核になるという考え方を現時点で持っている。病院に対する想いは一緒である。

委 員：両市町ともに住民の願いは、やはり、「自分たちの病院を守りたい」というのは同じ考えだと思うが、高原町民の多くが「町立病院を守ってほしい」というのは事実であるし、別の考え方として、「町立病院問題で合併を壊して良いのか」という考えの方も多数おられる。私も、「この合併はなんとしても成功させたい、させなければいけない」と考えている。「病院問題で本当にこの合併を壊して良いのか」という気持ちでいるし、最近町内を回ったところ、「やはり合併を壊してほしくない」という意見も多数聞いているので、ここで提案だが、10月21日の首長会で日高町長が回答されるということで、その結果如何でこの合併がどうなるのかということが決まりかねないと思う。そうであれば大変な事になるので、その協議そのものを、もう少し延長できないのか、じっくりお互いに協議していけば、必ず解決方法はあると思う。そこの検討をもう少ししていただきたい。事務的にはかなり厳しいとは伺っているが、法定協議会を立ち上げて、1年ぐらいで合併した自治体もあるし、やろうと思えば出来ると思う。もう少し時間をかけていただき、本当にこれで良いんだという方向を、前向きな方向で見出していくという検討を是非していただきたい。

事務局長：当初のスケジュールでいくと、11月28日に合併協定書調印式を計画している。この問題に関してもう少し時間が取れないかということで、事務局の方でスケジュール調整をして、限界として延ばせるのは1ヶ月である。実際の電算システムの統合

作業に入る前に、統合準備作業に最低3ヶ月、プロジェクトチーム設立からスケジュール管理までを完成させるのに3ヶ月と見ている。実際の統合作業完了までには1年かかる。その中の統合準備作業で3ヶ月見ていたところをぎりぎり削って、2ヶ月あれば何とか完了できるのでないか。ただし留保条件があり、その場合は、当然、協議会が全部協定項目について協議が終わり、協定書を取り交わした上で議決を経て初めて廃置分合という形になるため、実際の廃置分合議案、電算システムの統合作業の事務委託の議決、平成20年度、21年度の電算システムの統合予算の議決をいただけないと実際の作業には入れないことを鑑み、最高で1ヶ月、正確には24日間だが、期間を延長したとしても、それぐらいまでには調整できないと、議会にも臨時議会を召集していく必要があるのでは、ご迷惑をかける。各課や財政担当についても、予算が全部そろわないと全体的な予算ができない。議会とはまだ調整していないが、内部調整では最高24日間は、合併協定調印式を後に延ばすことは可能である。

委員：24日程度であれば期間を延ばせるということであり、是非、最大限延ばしていただいて、真摯に協議をしていただきたい。今の財政状況や、国・県の状況、世界的な状況で経済が非常に冷え込んできていること等を考えると、今の状態で考えると、4～5年先までは何とか単独でもやっていけるということもあるが、将来、少子高齢化で10年後には県でも35%を越える高齢化率になるという状況も踏まえて、我々の子どもや孫に禍根を残さないためには、この合併を是非成し遂げないといけないので、是非期間を延長していただき、この合併の真の姿を出せるように努力をしていただきたい。

小林市長：首長会・幹事会等で、「10月21日までには是非何か結論を導き出してほしい」ということは、お互いに了解の上で別れた。期間を延ばせば結論が良くなるのか。はっきりした方向性が見えてくるとかいうことであれば、24日間で限界のようだが延ばしても良いとは思っている。しかし、次のスケジュール、他の問題等がいろいろ出てくるため、高原町にお願いしたいが、できたら10月21日までに結論をお出しいただきたい。期間が延ばせるとしても、そのくらいしか延ばせないことは理解していただきたい。

それと先ほど鹿児島大学に行った時の状況を付け加えるべきだったと思うが、今、市民病院の医師の先生方は鹿児島大学の第一外科から来ておられるが、第一外科は現在教授が不在である。大学側としては、「今回、第一外科を4つの部門に分けて編成したいが、どうしても医者が足りないため、外に派遣している医者を引き上げざるを得ない状況になっている」との見解。「鹿児島県内の病院に派遣するのも医者が足りないため、宮崎県まで医師派遣しなければいけないのは大変である。医師を引き上げる(集約化する)対象区域に、現段階で西諸地域が入っていることは事実である」と言われた。そうすると、医師を引き

上げられる病院は大変なことになる。

●自治会・行政連絡機構の取扱いについて

委員：小委員会で新市基本計画・地域自治区に関する協議を進めてきた。新市誕生にあたっては、地域自治区を作り、地域協議会がある。さらに機構として小学校区を一応の単位として、まちづくり協議会を新たな自治組織を作っていくという方針を決めている。そのこととこの提案内容は、どのように分科会等では議論をされたのか。

行政・人事分科会長：現在、小林市では平成19年度に小林市協働のまちづくり行政推進会議から基本指針が提言されていると聞いている。指針をもとにまちづくり推進検討委員会で検討中であり、それを基本に分科会で話をした。小林市が取り組んでいこうとしている住民自治のあり方、これは協働の理念によるまちづくりを積極的に推進していくということであり、現在の自治会組織、古来から地縁等で結ばれた自治会が、基本的にはまちづくりの基礎団体となるが、合併等で他の市町村でも取り組まれている小学校区を単位とした協議会を中心にいろいろなまちづくりを進めていこうということで、新市基本計画・地域自治区の取扱いでもあったとおり、方向性や考え方については以上のとおり話をした。

委員：全国で市町村合併を機に、この種の新たなコミュニティ組織形成がどんどん進んでいる。加えて、財政がどこの自治体も厳しい中であって、今日のように行政が地区に補助金等をやって置けば良い時代は終わった。もっと市民が行政にどんどん参画していくという新たな組織が、合併の大きな手段である。そこがしっかりと現行の自治組織との理解をしっかりと作っておかないと、なかなかうまく進まないのではないかと。今後の運用にあたっては、しっかりと事前の論議を積み重ねていく必要があるのではないかと。

●児童福祉関係について

委員：野尻町は一つの少子化対策として、保育料の補助をしている。現行のまま行くことはなかなか難しいと思うが、一番大きいところでは月6千円上がってくる。段階的に上げるということだが、少子高齢化を止めるためには合併しなければいけないと言いながら、こういう形で負担が上がってくるのは、逆行しているような感じがする。財政面を考えれば仕方がないと言えばそれまでだが、もう少し検討はできなかったのか。

福祉分科会長：分科会では、公平性ということを念頭に検討した。1市2町の保育料の軽減率がそれぞれ違う中で、財源の持ち出しが平成19年度実績でもすでに1億円を超えてしまう。財政が厳しい中で、この差をどうするかが一番の課題であった。その中で野尻町が一番軽減率が高いが、旧小林市と旧須木村の合併時に激変緩和措置に合わせて、平成24年度ま

で3年間で段階的に調整し小林市の制度に統一するという結論に達した。

●その他の福祉関係（民生委員）について

委員：野尻町では民生委員が1人欠員であり、高齢化社会の中で、なかなか民生委員の仕事がものすごく増えている。それに対して報酬額はものすごく安い。小林市、高原町では、民生委員の欠員は生じていないのか。

厚生部長：小林市は今回の改選で102人の民生委員の方が選任されたが、現在病気等で2の方が体調を崩して辞められた。今月中に1人推薦するが、あと1人は、まだ入選中である。報酬についても法律の中でボランティア的性格のものであり、全国的に民生委員がなかなか見つからない状況は、国でも把握されており、ある程度は国の方で、措置を講じていただきたいと考えている。

委員：国の制度であり仕方ないが、民生委員の仕事は、本当に大事である。高齢化社会になって、なかなか目が行き届かない所に民生委員が行って見守るという仕事から見ると、本当に安い報酬でやってもらっている。これを機に、もっと地方から声を上げて守ってもらうような形で、国に意見を上げてほしい。

委員：小林市は1人当たり国・県が6万300円、小林市から同じく6万300円いただいているが、高原町と野尻町は若干上積みがされているようだが、その金額は分かっていないか。

福祉分科会長：そこまで協議していないので、今から資料を取り寄せたい。

委員：合併の暁には活動費の差が出てくる。したがってどの辺で調整するかというのが危惧される。月々1万円足らずの活動費で、民生委員は地区を回っている。農村部は非常に範囲が広いので、ガソリン代もないのが現実である。まったくのボランティアであり、宮崎県下で45人の欠員補充が望まれている。全国でも5千人の欠員を生じており、まさしく委員の登用が難しくなっているので、ご理解いただきたい。

●障がい者福祉関係について

委員：重度心身障害者医療費助成について、もう一度協議をお願いしたが、どのような内容で協議されたのか。

福祉分科会長：小林市は、県の事業に上乘せする形で、B1、B2の中・軽度の障がい者についても、独自で医療費助成をしている。現物給付であり、対象者は窓口で1千円を払って、後は市で精算している。市の単独分は約890万円の持ち出しがある。19年度ベースで試算すると、高原町、野尻町まで対象者を拡大した場合、約1,200万円の財源が必要となる。企画財政部会との協議の結果、財源的な問題から、最初の原案のとおり廃止するという結果になった。

委員：財政が大変なのは重々分かっているが、B1、B2の障がい者の方々の生活レベルまで調査したのか。

福祉分科会長：重度心身障害者医療費助成については、所得制限を設けている。その基準に該当しない方は、支給はできないということになる。高原町、野尻町の所得については調査していない。

委員：施設に行ってB1、B2の障がい者の方というのは、どういう人なのか、いろいろと話を聞いてみた。自立した形で生活ができるという文言があるが、実際は排尿や排便など生理的なものは処理できるが、自分で食事を作って食べられるとか、病院に自分ひとりで行けるとか、そういう段階ではない。対象者はほとんどが50歳以上の方で、就労をすることもできない。年金だけで生活している人が多い。そういうことを踏まえて協議してもらえたかどうかというのが大きい。そこで本当に切っ掛けの良いものかどうか、財政の方にも協議してもらいたい。

福祉分科会長：生活実態については、まだ把握していない状況の中で協議はした。

委員：一番弱いのが、障がい者だと思う。もう一つ聞きたいのは、高原町、野尻町が入ってきた時点で約500万円上がるが、もし合併しなかった時に、小林市だけの約700万円だったら、この補助は続いたのかどうか。逆に言えば、高原町と野尻町が入ってくることになったので、この補助がなくなるというのなら、今の700万円を振り分けして、廃止するのではなくて、わずかでも良いから補助できないか。その検討はできなかったものか。

福祉分科会長：合併をしなかった場合は言えないが、財政的な状況を見ながら、それぞれ内容の見直しはあると思う。

委員：医療費助成を廃止するという事で7月の協議会で差し戻した。それから3か月経っているが、その間現場の声を聞いていない、財政的な話はされたということだが、生活実態を把握していないという答弁があったが、非常に残念である。療育手帳のB1、B2の人とは、どういうレベルの人か施設の人に尋ねたが、自分で金銭管理や健康管理ができない、家事や自立支援、対人関係など、生きていく上で物質面、精神面でも第三者の援助が必要であるということである。要するに弱者である。医療費助成が廃止されると医療費負担が重くなって、検診にも行きづらくなり、その結果、重症化していく。そうすると、医療費抑制よりも医療費増額を招く結果になってくる。福祉では出費を削減できても、医療費ではそれ以上の赤字を拡大する危機に陥っていくと思う。目だけ見て全体を見ていないからだと思う。緊縮財政だからこそ、医療費助成を削ることより、逆に多額の出費を招く矛盾に目をつむるわけにはいかない。本当に必要なことを見極めることができないと、福祉は成り立っていかない。この提案には反対する。

議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会を開催

第7回小委員会

9月6日 小林市役所4階大会議室

■議会議員の定数及び任期等

協議に入る前に高原町の委員より2町の委員での話し合いの時間をいただきたいとの申し出があり、別室において話し合いが行われ、結果を報告しました。その後、委員一人ひとりから特例に関する意見を聴き、全会一致で「定数特例」を適用することを決定し、次とおり調整方針案を確認しました。

では、法第8条第5項の規定を適用せず、議会議員の定数は26人以内とし、新市において決定するものとする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。

3. 議会議員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。

【高原町・野尻町委員での話し合いの結果報告】

・野尻町委員4名、高原町委員4名で、協議し両町の意見を取りまとめた。私たちがなりに、新しい小林市をつくるために、高原町・野尻町が小林市に参加して、ひとつの新しい市をつくる中での意見を申し上げてきた。最終的には町民の皆さん方、各団体のいろんな意見があり、定数特例で一致した。どうかよろしく願います。定数特例で、力を合わせて新しい小林市をつくりたい。

●小林市選出委員の意見

・小林市側が編入される側であったら、同じ気持ちであったろう。しかし、新しいまちをつくるためであったので、分かって欲しい。新しい小林市に向かって、小林市が一つになって、本当により良い小林市を皆さんでつくっていききたい。

2. 合併後最初に行われる一般選挙において

いうことで、元須木村としては、前回合併したかったが、今回一緒に合併になるということであれば、非常にうれしい。これからも一緒に新しいまちづくりに協力していききたい。

・結論を出していただきたい。安堵をしたところである。

これで一応解決を見るわけだが、合併に向けて、いろんな協議が残されている。合併協議会を通じて、お互いに協力し合って、調印できることを希望する。

・協議を重ねた結果、やっと定数特例ということでご理解をいただき、合併協議会につきなぐわけてある。合併後、力を合わせて意見を出し合い、良いことばかりではないと思うが、それを乗り越えて、これからは新しい小林市のまちづくりができれば良い。

・合併の究極の目的は行財政改革、住民のための合併でなくてはならない。議員の身分保障の問題ではないので、在任特例の議論に集中

し、行財政改革を逸脱した意見が出されてきた。須木地区は3人の議員だが、在任特例で議員が全員いた時より声が大きく、真剣に議論されている。地域自治区設置も大きな安心が得られる。議員定数で禍根を残さず、本当に良いまちをつくつ



▲熱心に協議を重ね、全会一致で「定数特例」を確認しました。

ていきたい。

・今までの議論によって、将来に禍根が残ることは絶対にあってはならない。須木村と合併して2年半近くになるが、良い点やおかしな点が見えてきた。話し合いながら、一つのまちに早くなるということが、私たちに与えられた使命である。

・今回、高原町・野尻町が在任特例を主張される理由は、住民の声を反映したいというのが本音だった。小林市としては、定数特例を主張してきたので、今回は汲んでいただき、本音にありがたい。

●高原町・野尻町選出委員の意見

・断腸の思いで定数特例を認めた。今まで小林市の委員から「議会で決めてきた住民感情が許さない、財政難だから合併を申し入れたのでは、合併をする気があるのか、救済合併だ」などの住民感情を逆撫でするような発言が多々あった。その中で議員を削減して入っていくことが、本当に心配でならない。前回不調に終わった事を協議の中に持ち込むのは、甚だ遺憾。禍根を残さないために、今後一切協議の中では出さないでいただきたい。

・在任特例について経費、財政面を考えて主張してきた。しかし、新聞報道が出て「お前たちは保身じゃないか」とすくく言われた。本当に計算をすれば、経費は安くつくということであった。しかし、ここまで進んだ協議をこの事で崩すわけにはいかない。前回の離脱のことは、今後

の協議に持ち込んでもらいたくない。

・合併協議会委員として、住民の方からいろんな意見を聴き、意見を述べた。前回、小林市の委員から力強い意見をいただいたので、安心して定数特例でお願いしたい。

・参加する高原町・野尻町の住民の声、受け入れていただく小林市の住民の意見も大変重要だと思った。今回の合併を逃すと今後の生活が大変難しくなると感じている。定数特例とし、合併そのものが良い方向に進んでいくように希望する。

・全員で確認し合った今日が、合併に向けてのスタート。今後いろんな角度で、まちづくりに関して協議するが、今からが大事な詰めになってくる。今後とも、新しいまちづくりに向けたご協力をよろしくお願いします。

・野尻町の10年先、20年先のことを考えたときに、少子高齢化の時代になり、寂れた野尻町が浮かんできた。高原町・野尻町の新しい議員が、小林市の議員たちと一緒にいろんなことに頑張ってください。ようお願いします。

・最初は在任特例ということで主張していたが、いろんな皆さんの意見を聞く中で、定数特例が良いのではないかとという意見も伺った。今までであったことも一応踏まえて、これから新しいまちづくりに向けて、皆様方のご協力を得ながら、頑張っていきたい。

新市基本計画・地域自治区等 設置検討小委員会を開催



第9回小委員会

9月20日 小林市役所4階大会議室

■新市基本計画原案・概要版の確認

意見を踏まえ、新市基本計画原案・概要版については、原案のとおり確認しました。

・財政計画の策定の趣旨で、財政健全化法は新しい法律であり、連結決算等が関連してくるので、施行年月日を記載しておく必要があるのではないか。法制度上の移り変わりの中で、こういうことになったんだという意味で、記載していただければより良いのではないか。

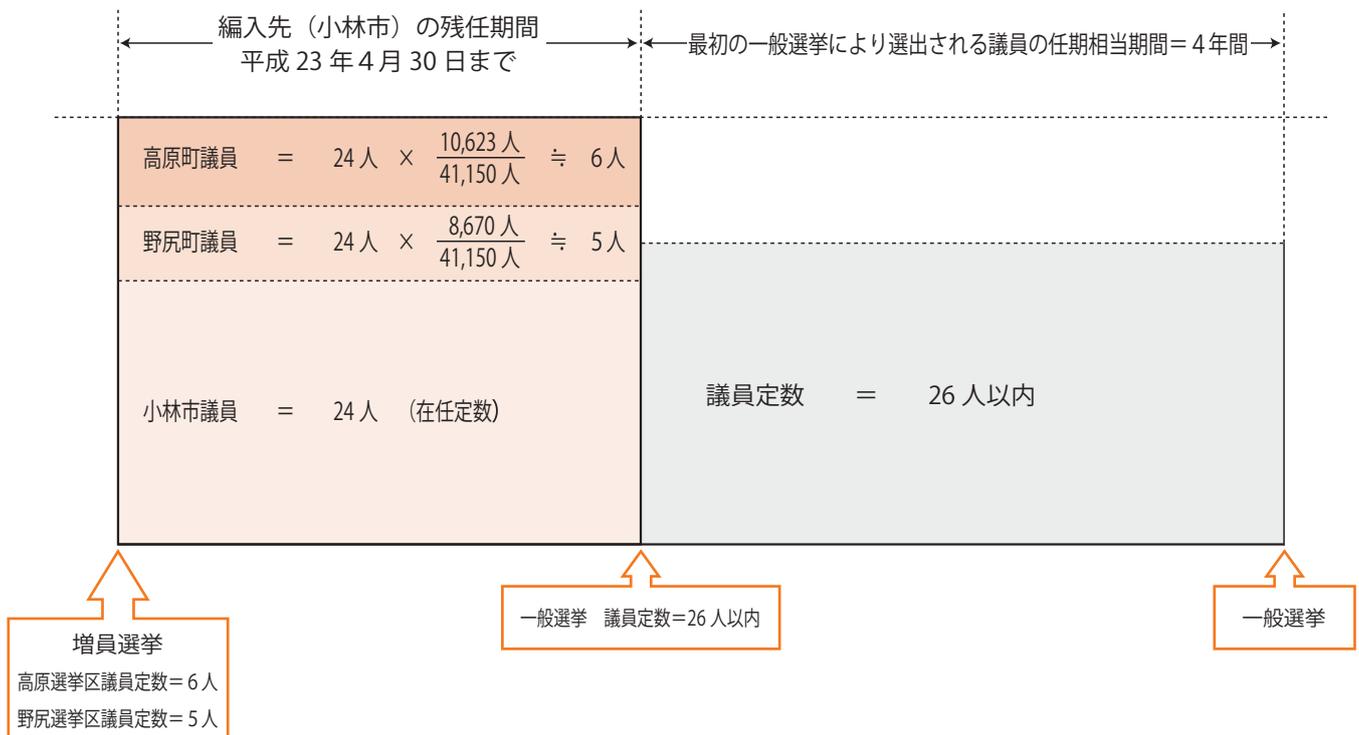
・1市2町の個別の財政シミュレーションは、要求があつたので、この小委員会だけに出したのか。前回出した資料の数値は、今回の3つのシミュレーションを合計したものとは合致するのか。

・別の小委員会でも財政問題が出ていた。お互いに反省しなければならぬ。認識として自分たちの町のところは強調されるが、一部分だけで「木を見て森を見ない」状況では、いろいろと大変な誤解を招く恐れがある。お互いに厳しい財政状況であるという共通の認識で望んでいかないと、行財政改革に努力をしているだけではない。



議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いの調整結果を報告します。

定数特例概要



議会議員の定数特例の制度概要

区 分	定数特例（合併特例法第 8 条）
議会の議員の身分	小林市議会議員は引き続き身分を有します。 高原町・野尻町議会議員は合併の日の前日をもって全て失職します。 ただし、高原町及び野尻町それぞれを区域とした選挙区を設け、人口に応じた定数（高原町 6 人・野尻町 5 人）の増員選挙を行います。
特例による議員の任期	平成 23 年 4 月 30 日まで (小林市議会議員の残任期間に相当する期間[合併特例法第 8 条第 2 項])
特例による議員の定数	11 人 高原町 6 人・野尻町 5 人 合併後の小林市議会の定数は、小林市の 24 人と合わせて、計 35 人となります。 地方自治法第 9 1 条による合併後の市の上限定数は 30 人です。(最初の一般選挙から適用) 【高原町】 高原町の人口 10,623 人 ÷ 小林市の人口 41,150 人 × 小林市議会の定数 24 人 = 6.19 人 ≒ 6 人 【野尻町】 野尻町の人口 8,670 人 ÷ 小林市の人口 41,150 人 × 小林市議会の定数 24 人 = 5.05 人 ≒ 5 人 (小林市 24 人 + 高原町・野尻町 11 人 = 35 人) ※平成 17 年国勢調査人口 小林市 41,150 人、高原町 10,623 人、野尻町 8,670 人 (計 60,443 人)
選挙期日	当該条例施行日から 5 日以内に市議会議長から市選挙管理委員会にその旨を通知しなければなりません。(公職選挙法第 111 条第 3 項) 当該条例施行日とあるのは、合併の日とします。(合併特例法第 8 条第 4 項) 市議会議員の増員選挙は、これを行うべき事由が生じた日から 50 日以内に行います。 (公職選挙法第 34 条第 1 項)

合併ちよもQ&A

Q 高原町立病院の経営形態として、小林市から高原町に提案された「指定管理者制度」とは、どんな制度ですか。

A 地方自治法の一部を改正する法律が、平成15年6月に公布、同年9月から施行されたことを受けて、地方自治体の公の施設にも、従来の管理委託制度に替わって、指定管理者制度を適用させることとなりました。

「指定管理者制度」とは、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としています。

従来の管理制度では、地方公共団体の出資法人、公共団体、公共の団体が管理受託者として公の施設の管理を行うというものでしたが、指定管理者制度では地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行するもので、指定管理者の範囲として特段の制約を設けないとしています。

今後は民間の事業者、NPO法人、ボランティア団体なども含めて広く公募し、費用、企画などの提案内容から判断して、よりふさわしい施設の管理者を求めていきます。

制度導入のメリットとしては、①使用の許可などが業務として可能となる②民間経営ノウハウ導入により、質の高いサービスが提供できる③経費の縮減が図れる可能性が高いなどの点が挙げられます。

【編集・発行】

小林市・高原町・野尻町合併協議会
〒 886-8501 小林市大字細野 300
TEL 0984-23-7035 FAX 0984-25-1037
E-mail:ktn-gappei@city.kobayashi.lg.jp
U R L :http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/ktn-gappei/

各市町の合併担当窓口

小林市合併推進室
TEL.0984-23-7035 FAX.0984-25-1037
E-mail:ktn-gappei@city.kobayashi.lg.jp

高原町まちづくり推進課
TEL.0984-42-2111 FAX.0984-42-4623
E-mail:machi@town.takaharu.lg.jp

野尻町総務企画課
TEL.0984-44-1100 FAX.0984-44-0649
E-mail:soumu-kikaku@nojiri-town.jp

ホームページをご覧ください。

ホームページでは協議会の開催予定や協議状況や協議会だよりなど、常に最新の情報を更新しながら、お知らせしています。また、会議資料と会議録は、協議会事務局でも閲覧できます。ぜひ協議会のホームページをご覧ください。



<http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/ktn-gappei/>

●合併協定項目と協議状況 【第8回協議会 平成20年10月9日現在】

番号	協定項目	提案	確認	番号	協定項目	提案	確認
1	合併の方式	●	●	25	各種事務事業の取扱い		
2	合併の期日	●	●		(1)総務関係	●	●
3	新市の名称	●	●		(2)電算システム関係	●	●
4	新市の事務所の位置	●	●		(3)広報広聴関係	●	●
5	財産及び債務の取扱い	●	●		(4)防災関係	●	●
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	○	○		(5)高齢者福祉関係	●	●
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	○	○		(6)障害者福祉関係	●	●
8	地方税の取扱い	●	●		(7)児童福祉関係	●	●
9	一般職の職員の身分の取扱い	●	●		(8)その他の社会福祉関係	●	●
10	新市基本計画	○	○		(9)保健・医療関係	未	未
11	地域自治区等の取扱い	○	○		(10)生活環境関係	●	●
12	特別職の職員の身分の取扱い	●	●		(11)農林水産関係	●	●
13	条例、規則等の取扱い	●	●		(12)商工・観光関係	●	●
14	事務組織及び機構の取扱い	●	●		(13)都市計画関係	●	●
15	一部事務組合等の取扱い	●	●		(14)建設関係	●	●
16	使用料、手数料等の取扱い	●	●		(15)下水道関係	●	●
17	公共的団体等の取扱い	●	●		(16)水道関係	●	●
18	補助金、交付金等の取扱い	●	●		(17)学校校教育関係	●	●
19	自治会・行政連絡機構の取扱い	●	●		(18)社会教育関係	●	●
20	町名・字名の取扱い	●	●		(19)その他関係	●	●
21	慣行の取扱い	●	●	●は提案済または確認済 (全部終了分のみ) ○は小委員会へ付託・提案または確認済			
22	国民健康保険事業の取扱い	●	●				
23	介護保険事業の取扱い	●	●				
24	消防団の取扱い	●	●				

▼合併後の高原町立病院の経営形態を含む2つの公立病院のあり方を巡って協議が難航しています。▼高原町立病院は、昭和25年から長年にわたって、町内に病院が少ないということもあり、地域住民の方に頼りにされ、予防医療を中心に町民の健康と命を守ってまいりました。▼歴代院長先生をはじめ、職員皆さんのたゆまない努力の賜だと思えます。▼合併後も、町立病院を現在の機能で残すということについては、高原町も小林市も意見は一致していません。▼全国的な医師不足の中で、合併しても今までのとおり医師の派遣をさせていただけるのか、長年の歴史の中で培われた信頼関係に基づく医師給与等の処遇をどうするのか、合併して2つの病院の組織・給与等を一本化できるのか、指定管理者になった場合の課題はどう克服するのかなど、多くの課題があります。合併を実現するためには、何とかして調整をしなければなりません。▼事務局としても、合併することによって、次の世代に住み良いまちを残すために、最後までできる限りの努力をしていきたいと思います。

こちら編集室